

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病医院会計制度概論

第9章 損益計算書の内容

収益および費用

9-1 費用収益対応の原則

9-1-3 経過勘定項目（承前）

【病医院会計準則】

損益計算書原則注解

（注21）経過勘定項目について

2. 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価をいう。

すなわち、受取利息、賃借料等について一定期間分を予め前受した場合に、当期末までに提供していない役務に対する対価は時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。前受収益はかかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならない。

3. 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払いが終わらないものをいう。

すなわち、支払利息、賃借料、賞与等について、債務としてはまだ確定していないが当期末までにすでに提供された役務に対する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。また、未払費用はかかる役務提供契約以外の契約等による未払金とは区別しなければならない。

4. 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいう。

すなわち、受取利息、賃借料等について、債権としてはまだ確定していないが、当期末までにすでに提供した役務に対する対価は、時間の経過に伴いすでに当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、未収収益はかかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならない。

<続く>

（井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より）

病院のサイバーセキュリティ 公的補助金の支援

昨年、徳島県つるぎ町の町立半田病院をサイバー攻撃が襲ったのは、医療関係者の記憶にまだ残っているのではないのでしょうか。ちまたでは企業がサイバー攻撃を受けて業績に影響を与えたなどのニュースが流れてはいましたが、医療機関をまさか標的にしないだろうと考えていた人がほとんどだったのではないのでしょうか。町立半田病院へのサイバー攻撃は、ランサムウェア*によるもので、感染した電子カルテが閲覧不可能になり、患者の診察が行えなくなったものです。感染させた犯人は復旧と引き換えに金銭を要求してきました。病院へのランサムウェア攻撃は世界で相次いでいます。2020年5月には英国の複数の病院が攻撃を受けてシステムが停止し、手術ができない状態になり、9月にはドイツの大学病院が攻撃され、患者を別の病院に搬送するなどの対応を余儀なくされました。このような状況を受けて、厚生労働省は医療機関に対し、サイバーセキュリティ対策をするように促しました。しかしこれらの対策には非常に高額な費用がかかります。そこで4病院団体は連名で、公的補助金を支給するように提言を行いました。

※ランサムウェア:Ransom(身代金)を要求するSoftwareのことで、マルウェアの一種です。

□ 4病院団体提言による提言から

病床規模	対IT予算費15%試算 (公助の必要最低水準)	対IT予算費30%試算 (公助の十分水準)
20床~99床	500万程度	800万程度
100床~199床	860万程度	1700万程度
200床~299床	1050万程度	2600万程度
300床~499床	2100万程度	5000万程度
500床~	5900万程度	1億3000万程度

（出典：病院のサイバーセキュリティ対策への公的補助金の支給について（緊急提言）（四病院団体協議会））

4病院団体の提言では、「診療の継続性・安全性を担保し、地域医療を守るために、病院のサイバーセキュリティ対策への公的補助金を支給すべき」とし、他産業のように「経費を商品価格等に転嫁」できず（診療報酬は公定価格である）、サイバーセキュリティ対策への投資を自費で行い続けることは困難としています。